

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	配食サービス食材料費高騰対策支援事業	<p>①食材料費等の高騰により利用者負担額が1食あたり500円から550円に増加しており、その負担軽減を図るため、上昇分の補助を実施する。</p> <p>②食材料費等の上昇分に対する補助</p> <p>③1食あたり50円×5,400食(600食×9か月)=270,000円、 事務手数料(郵送料、振込手数料)100名×110円=11,000円</p> <p>④社会福祉法人精華町社会福祉協議会(配食サービス事業を受託) ※社会福祉協議会において、徴収している利用者負担1食あたり550円のうち、50円を減額し、値上げ前の500円となるよう利用者負担の軽減を行う。</p>	R7.7	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所食材料費高騰対策事業	<p>①食材料費高騰により運営経費の負担が増加している町内の認可保育所に対して、副食費徴収額と高騰する食材料費等給食関連経費との差額分の補助を行うことで、運営事業者の安定的な経営に寄与するとともに、副食費への価格転嫁を阻止し、現在設定している副食費である一人一月あたり4,500円を維持することで子育て世帯への負担増加を抑制する。</p> <p>②食材料費等(委託費含む)のうち副食費4,500円/人・月の超過分(上限800円/人・月)</p> <p>③想定される対象児童数(副食費徴収の対象となる三歳児以上の幼児)延べ5,785人・月×超過想定額800円/人・月 なお、令和6年度における公設公営保育所の月平均副食費相当額である5,202円/人・月から保護者負担額4,500円/人・月を減じて、100円単位で切り上げて得た額を超過想定額として設定した。</p> <p>事務手数料(振込手数料)2件×356円=712円</p> <p>④町内の認可保育所 精華町立いけいたに保育所(公設公営)、精華町立こまだ保育所(公設公営)、 精華町立ほうその保育所(公設公営)、精華町立せいかだい保育所(公設民営)、 精華町立ひかりだい保育所(公設民営) ※教職員の給食費を除く</p>	R7.7	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校給食食材料費高騰対策事業	<p>①食材料費の高騰により給食の1食単価内(小学校280円、中学校330円)での提供が困難な精華町立の小中学校の給食に対して、高騰する食材料費の差額分の経費について、本交付金を充当することにより、単価を超える分の保護者負担を求めることなく、安全で安心して食べられるおいしい給食の提供を行う。</p> <p>②食材料費の増額分に対する経費</p> <p>③総額:8,898千円 ・小学校:15円×2104人×186回=5,870千円 ・中学校:15円×1068人×189回=3,028千円</p> <p>④精華町立小中学校の児童等の保護者 対象施設: ・精北小学校、川西小学校、山田荘小学校、東光小学校、精華台小学校 ・精華中学校、精華南中学校、精華西中学校 ※教職員の給食費を除く</p>	R7.7	R8.3